

(案)

資料3

久下農審第5号
令和5年2月3日

久喜市長 梅田 修一様

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会
会長 柿沼孝夫

久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について（答申）

本審議会は、令和4年10月17日付け久水経第1323号をもって諮問のありました久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について、慎重に審議を重ねた結果、妥当であると認め、ここに答申いたします。

久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について（答申）

附 属 資 料

目 次

久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定に関する報告書.....	1
久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について.....	2
久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例.....	3
久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会委員名簿.....	5
諮問 [㊦]	6
久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会審議経過.....	7

久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定に関する報告書

久喜市下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う経費の増加など、事業を取り巻く環境がますます厳しさを増す一方で、経営環境の変化に対応し、持続的・安定的に下水道の役割を果たしていくため、平成30年6月に「久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）」を策定し、各種事業に取り組まれてきた。

当該計画では、計画期間を前期と後期に分け、前期計画期間における計画値と実績値の比較検証などを踏まえた全面的な改定を行うこととしている。

また、久喜市では、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、令和32年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言しているほか、「久喜市SDGs取組方針」を策定したことから、下水道事業においても、温室効果ガスの排出抑制を新たな課題として取り組むとともに、SDGsの達成に寄与する取組みを推進していくことが求められている。

このような状況のなか、久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について、当審議会へ意見が求められ、計画改定（案）が示された。

当審議会では、社会情勢の変化や下水道事業の現状と課題を十分把握し、示された計画改定（案）について、慎重に審議を重ねてきたところである。

その結果、今後の下水道事業の課題解決のための取組みが適切に示されており、合理的な投資・財政計画であることが確認できたことから、久喜市下水道事業が目指す長期的な将来像を実現するための指針として、久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（案）は妥当であると判断した。

今後においても、久喜市下水道事業の将来像である「安定した経営の持続と公平なサービスの実現」に向けた各種取組みが、着実に実施されることを期待する。

久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について

別添「久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）改定（案）」のとおり

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例

平成22年3月23日

条例第214号

改正 平成31年3月25日条例第2号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、下水道事業及び農業集落排水事業の管理運営に関する重要な事項について審議するため、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 下水道使用者
- (4) 農業集落排水処理施設使用者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成31年3月25日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会委員名簿

番号	氏名	選任区分	備考
1	坂口 信藏	公募による市民	
2	篠崎 康子	公募による市民	
3	瀬田 好子	公募による市民	
4	中村 喜美子	公募による市民	
5	丸瀨 正樹	公募による市民	
6	會田 篤	学識経験者	
7	岡村 宗二	学識経験者	
8	平林 勝博	学識経験者	副会長
9	柿沼 孝夫	下水道使用者	会長
10	平賀 晴美	下水道使用者	
11	深見 弘一	下水道使用者	
12	町田 京子	下水道使用者	
13	和田 秀文	下水道使用者	
14	木村 栄	農業集落排水処理施設使用者	
15	富澤 善夫	農業集落排水処理施設使用者	

(任期：令和4年10月13日から令和6年10月12日)



久水経第1323号
令和4年10月17日

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会
会長 柿沼孝夫様

久喜市長 梅田修一

久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について（諮問）

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

持続的、安定的に下水道の役割を果たしていくため、本市下水道事業のあるべき将来像とその将来像を実現するための取組みを明らかにする「久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）」の改定について、貴審議会の意見を求めるものです。

久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会審議経過

審議会	開催年月日	審議内容
第1回	令和4年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定についての諮問 ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について
第2回	令和4年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（案）について
第3回	令和4年12月12日 （書面による開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（案）について
第4回	令和5年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（案）に対する市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施結果について ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定（案）について ・答申（案）について ・久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定について（答申）